

2019年度 公共工事の諸課題に関する意見交換会

日 時：2020年2月6日（木）10：30～

場 所：白山会館 1階「芙蓉」

（新潟県出席者）

土木部 副 部 長 吉田 誠吾

技術管理課長 和田 大

監理課建設業室長 塩浦 豪人

監理課企画調整室長 清田 仁

（敬称略）



【冒頭挨拶】

（日本建設業連合会：今井支部長代理）

本日は、意見交換会の開会に当たりまして、年度末を控えたお忙しい中、吉田副部長はじめ土木部幹部の皆様にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平生より支部活動の格別のご支援、ご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

ご承知のように、先月20日には通常国会が召集され、2019年度の補正予算並びに来年度当初予算につきましては、本格的な審議が始まったところです。私どもといたしまして、切れ目のない公共事業執行を行っていただくうえでも、早期の年度内成立を期待しているところです。

また、来年度の最後となります防災・減災、国土強靱化のために、3か年の緊急対策により、公共工事の上積みが行われることとなります。新潟県におきましては、引き続き、防災・減災、

国土強靱化のため、緊急対策を含め、安定的かつ持続的な公共工事の予算の確保、拡大にご尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

新潟県は過去において、新潟地震、新潟・福島豪雨、中越地震などの大きな自然災害に見舞われております。自然災害が多発する条件下においては、県民が安全で安心して暮らせるための災害に対する備えはまだ十分ではないと思っております。新潟県民の皆様が安全で安心して生活ができる安全の基盤整備と災害に強い地域づくりを推進していただきますよう強くお願いいたしますとともに、我々の業界といたしまして、昨年10月の台風19号により、信濃川水系の千曲川での破堤や信濃川中流域の越水などにより、広範囲な住宅浸水の被害なども発生いたしました。防災・減災、インフラの老朽化対策等が国民の安全・安心につながる公共事業の必要性を痛感いたしましたところであり、同時に、地域の守り手として、使命と大きな期待を感じたところでございます。また、新潟県の公共工事発注につきましては、週休2日のモデル工事、施工時期の平準化やICT活用工事の試行など、現場の生産性向上につながる施策に取り組んでいただけているところであり、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

私ども日建連におきましても、政府による積極的な施策のもと、建設事業の着実な遂行に加え、働き方改革と生産性革命を強力に推進し、担い手の世代交代に確固たる道筋をつける必要に迫られている状況にあります。このため、日建連では、昨年度に引き続き、週休2日の実現と建設キャリアアップシステムの普及・推進を2019年度の事業計画における二大事業と位置づけ、業界の命運をかけて取り組んでいるところでございます。週休2日の推進につきましては、週休二日実現行動計画を定め、5年間の定着を目指し、不退転の決意で取り組んでまいりました。まだまださまざまな課題があると思っておりますが、新潟県におかれましても、週休2日実現支援モデル工事の発注やそれらのフォローアップを通じた取組みを頂いているところであり、建設業界の週休2日実現に向けては、来年度以降もさらなる施策展開を期待しているところであります。引き続き、一層のご協力ご支援をお願い申し上げます。

建設キャリアアップシステムにつきましては、建設技能者の保有資格、保険の加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録、蓄積することにより、技能者が能力や経験に応じて処遇を受けられている環境を整備することで、将来にわたって建設業の担い手を確保することを目的としておりますが、技能者登録の低調な現状もありますことから、引き続き、建設キャリアアップシステムの普及・推進に向けてご協力を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、あらかじめ提出させていただきました幾つかの課題につきまして意見を述べさせていただきます、意義のある意見交換会とさせていただきたいと思っております。

(新潟県土木部：吉田副部長)

日本建設業連合会北陸支部の皆様におかれましては、日ごろより本県の建設業の発展にご尽力を頂きまして、誠にありがとうございます。

今年は2020年東京オリンピック・パラリンピックということで、これから日本経済も含めて頑張っていこうというときに、新型コロナウイルスが蔓延しており、若干不安があるところではございますけれども、しっかりと行政運営していきたいと考えております。

さて、最近の社会資本整備を巡る情勢でございますけれども、先月30日に今年度の国の補正予算が成立いたしました。内容につきましては、昨年、甚大な被害をもたらした台風第15号、第19号等による災害からの復旧・復興や、氾濫発生の危険性のある地域における洪水対策をはじめとする防災・減災対策などでありまして、本県におきましても、国補正予算を受けて河川改修、土砂災害対策、道路防災対策などを実施してまいりたいと考えております。



また、令和2年度政府予算につきましては、国民の安全・安心の確保、生産性と成長力の引き上げなどを重点化し、施策効果の早期実現を図ることを基本方針とされております。特に気候変動の影響により、頻発化、激甚化が懸念される自然災害や切迫する巨大地震等から国民の生命と財産を守ることを最重要の支援とし、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を集中的に実施するなど、ハード、ソフト両面にわたり、防災・減災対策を推進するとともに、戦略的なインフラの老朽化対策、通学路等における交通安全対策などに取り組むこととされております。本県といたしましても、財政状況が厳しい中ではございますけれども、新総合計画の基本理念である「住んでよし、訪れてよしの新潟県」の実現に向けて、国の有利な財源の確保に努めるとともに、県民の命と暮らしを守るための防災・減災対策を強化し、インフラ老朽化対策など、県民の安全・安心に対する社会資本整備や更なる拠点性向上に向けた交通ネット

ワークの整備等を着実に進めてまいりたいと考えております。

また、こうした施策を実現するうえで、地域を支える建設産業における将来の担い手確保は大変重要な課題と認識しております。昨年度、改訂いたしました第三次・新潟県建設産業活性化プランに基づき、AI、ICTの活用による生産性の向上や週休2日等による休日の確保、適切な工期設定及び賃金水準の維持向上など、就業者の処遇改善に資する施策をより一層進め、地域の守り手として輝き続ける建設産業の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、本日は、建設業界における休日確保や現場の生産性向上など、様々なテーマが提案されております。有意義な意見交換となるようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

■中長期的な公共事業予算の確保

(日本建設業連合会)

昨年12月20日には、2020年度の政府予算案が閣議決定されたところですが、公共事業費では、「臨時・特別措置」昨年度比7.1%減少したところで、総額では0.8%の減になりましたが、近年でも2番目となる高い水準で予算が確保されているところです。北陸地方整備局管内でも概ね前年度水準で確保され続けてきているところでありますので、当該予算が新潟県内の一層の社会資本整備に向けましたものになりますよう、今年度内に成立し、新年度早々に執行できるよう期待しているところです。

東京オリンピック・パラリンピックの開催まで5か月余りとなりますが、首都圏、中部、関西地方の建設投資の需要の大きさが当該地域の経済動向には堅調な傾向が生まれております。一方、北陸地域の建設投資の状況を見ますと、全国10地域別でも下位から沖縄、四国、北海道に続いている状況です。建設投資は、社会経済活動・市場動向に与える影響が極めて大きいことから、需要の大きさの如何によっては地域間の格差が鮮明になっているのではないかと感じております。

私ども建設業界におきまして、政府における積極的な施策のもと、建設事業の着実な遂行に加え、「働き方改革」と「生産性革命」を強力に推進し、担い手の世代交代に確固たる道筋をつける必要に迫られている状況にあります。このため、日建連では、昨年が続いて「週休二日の実現」と「建設キャリアアップシステムの普及・推進」を2019年度事業計画における二大事業と位置づけ、業界の命運をかけて取り組む姿勢を明確に打ち出してきたところです。

我が国が少子化高齢化社会を迎えている中で、建設業界の担い手確保・育成には、いわゆる「新3K（給与が良い、休日が取れる、希望が持てる）」の実現が極めて重要であり、若手入

職者には十分な魅力を与えられる現場環境と処遇改善を進めていくことが必要と考えております。

特に担い手確保に向けた週休二日の推進につきましては、日建連では「週休二日実現行動計画」を踏まえ、2021年度末までの5か年で定着を目指すよう、不退転の決意で取り組んでおります。目標達成までは、さまざまな課題が残されておりますが、新潟県におきましても、引き続き、現場における週休二日の取組みに一層のご協力、ご支援をお願い申し上げます。

北陸地域経済の活性化と雇用を支える基幹産業としても、建設業が担う役割は大変大きいところがございます。厳しい財政状況の中でも、県民の安全・安心のため大規模災害に備えた対策や将来に向けたインフラ整備に着実に推進していただきますよう、中長期的な計画に基づき、安定的かつ持続的な公共工事の予算の確保をお願いいたします。



(新潟県)

公共事業予算の確保ということで、県民の安全・安心を確保するための防災・減災対策、本県の拠点性向上に資する道路整備など社会基盤の整備等に取り組んでいけるよう必要な予算の安定的・継続的な確保に努めてまいります。

ご承知のように新潟県は、昨年度、財政悪化に伴って行動計画を作りまして、投資事業も例外なく見直しの対象ということから、若干、財政部門から見直し等が求められているところですが、国による有利な財源、こういったものの創設と、知事をはじめとして働きかけた結果、新年度においても、また有利な財源確保ができましたので、そういったものを要望して、事業量を確保するとともに、地域の安全・安心のためにしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

■ 工事施工の円滑化・設計変更手続き

(日本建設業連合会)

工事施工の円滑化については、工事施工の円滑化4点セット「条件明示の手引き」、「設計図

書の照査ガイドライン」、「工事一時中止に係るガイドライン」、「設計変更ガイドライン」及び「工事施工の円滑化に関する各種部会」の展開・活用状況について昨年度と同様に日建連北陸支部会員各社へのアンケートを実施し、10件（10工事）から回答を得た結果の概要は以下のとおりです。

1) 円滑化4点セットについては、「条件明示の手引き」以外の項目の展開状況は昨年度より10%から20%程度上昇し、ほぼ90%工事で周知・活用されています。これらの項目は、ほぼ定着してきていると思われます。「条件明示の手引き」のみ約30%の工事で「活用なし」となっている傾向は昨年度と同様です。条件明示についても、施工計画、工程策定、工事費積算のための重要な要素なので、さらなる活用推進をお願いいたします。

2) 国土交通省では、円滑な工事進捗のために発注者・設計者・受注者間の情報共有を図る目的で「設計審査・施工条件検討部会」、「施工条件確認部会」、「照査結果検討部会」、「工事・事業情報共有部会」、「設計変更等検討部会」を開催しており、同様の会議の開催状況については、昨年も質問いたしました。「設計審査・施工条件検討部会」は、昨年度と同様、全体の40%程度の工事でしか開催されていませんでした。また、「施工条件確認部会」「設計照査結果検討部会」については、昨年度は全体の55%程度の工事での開催でしたが、今年度は約85%の工事で開催されています。工事・事業情報共有部会は、昨年度とほぼ同様、全体の約45%の工事でしか開催されておらず、さらなる展開が望まれます。受発注者間で事業・工事に関する情報の共有することは、相互理解を深め、工事を円滑に推進するために有効ですので、これからの部会の開催推進をご検討ください。

建設業の喫緊の課題である「担い手確保、現場生産体制の維持」を達成するためには、生産拠点の第一線である現場施工の円滑化による建設業の業務改善、イメージアップ、生産性向上が必須の課題となっています。発注者・受注者が一体となって円滑な工事施工を展開できるとともに、現場で働く技能労働者、土木技術者の処遇改善を推進するべく、ご指導のほど宜しくをお願いいたします。

次に、設計変更の現状についてです。

1) 設計変更の前提となる「現地・施工条件の明示」は、昨年度と同様、全体の約50%の工事で「条件明示が不十分」との回答がありました。発注者側の責務である「現地・施工条件の明示」とさらなる展開をお願いいたします。

2) 「工期・請負金額の変更協議」は昨年度より上昇して約80%の工事が十分に実施されたとの回答でした。一方、「協議の内容が一方的だった」との意見も全体の10%の工事から報告されていますので、設計変更の際の甲乙間の対等な協議の推進をお願いします。また、掘削補助工法の変更協議において、「施工日毎の打合せ簿作成を指示された」との意見もありますの

で、書類の簡素化、省力化のご配慮もお願いいたします。

3)「設計変更の書面での指示」は、全体の約90%の工事で実践されていますが、「概算金額の提示」は全体の約25%にとどまっており、昨年度とほぼ同様の調査結果でした。概算金額の提示についてさらなる推進をお願いいたします。

4)「設計図書の訂正・変更」では、無償での訂正・変更を指示されたとの回答が昨年度は約50%でしたが、今年度は約30%まで下がってきています。設計図書の訂正・変更は発注者の責務となっていますので、発注者側での確実な対応をご指導願います。

5)「各種スライド変更の適用」は、適用条項を満たさなかった場合を除き、適切に適用されているとの回答が100%でした。

設計変更に関する自由意見は、以下のとおりです。今後とも、片務性のない設計変更による契約金額の変更協議をご指導願います。

- ・年度末の工期ありきで、現実的でない施工計画に基づく工期設定がされており、働き方改革に逆行している。

- ・工期を順守するために新工法を採用した場合は、その費用を設計変更に反映させていただきたい。

- ・設計変更の手続きが比較的スムーズに実施できた。

- ・概算金額の提示も含め、設計変更に真摯に対応していただいた。

- ・発注者の担当職員の交替時に、しっかりと引継ぎを実施していただきたい。

- ・設計段階からの審査を確実に実施し、現場条件・工期に適合した計画・設計を実施していただきたい。

最後に甲乙間の協議についてです。指示、承諾を明確にする取組みは、昨年度は全体の約30%の工事で展開されていましたが、今年度はこのような取組みを展開している工事はゼロとのアンケート結果でした。設計変更の対象であるかの明確化にもつながりますので、積極的に推進していただくようお願いします。

(新潟県)

回答の前段に教えていただきたいのですが、10件の工事というものについてですが、どちらの発注の工事でしょうか。

(日本建設業連合会)

10件は新潟県発注の工事として、アンケートを取ったものです。

(新潟県)

では、私ども県の工事ということですね。分かりました。

では、工事施工の円滑化について、回答させていただきます。4点セットの展開につきましては、年に数回、地域機関を対象に説明会を開催して周知徹底を図っているところです。あとは地域機関に出向いても説明会を年に数回開催しています。また、地域機関だけではなくて、発注者協議会というものがございます。総合評価方式の導入を機に、北陸ブロックということで、国土交通省、県、市町村が契約をきちんとしましょうという意味で、平成18年くらいにできたと思います。その下に新潟県部会があって、活動内容としては契約担当者が集まっておこなうものでありますが、昨年からは発注者協議会地域版というものを作り、各地域整備部と管内の市町村の建設担当者を集めてやっています。そこにおきましても、4点セットを県においても取り組んでいるということで、参考に市町村にも伝えているところです。これは今年も全地域整備部でやっております。

ということで、改めまして、周知徹底を図り、活用推進に取り組んでいきたいと思っております。

次に、円滑な工事施工に向けた諸施策の展開について、私どもと国土交通省では執行のやり方が違います。私どもは、担当者が自ら設計・計画・積算をしまして、当然、施工管理もします。あと工事説明会、用地交渉、他官庁協議、支障物件処理、すべて担当者がやっております。そんな中で、私ども県としましては、国土交通省と違って、こういった各検討部会というものをやっておりません。三者会議というものをやっております。これは工事施工契約後に担当者で建設工事の請負代理人、設計契約のコンサルタントと、疑義があるかそこで打ち合わせして、即座に工事にかかれるように、三者会議をやっております。これは、以前からやっております。そこで今でいうとワンデーレスポンスとからませながら工事の円滑化の推進に努めているというところであります。

続きまして、「工事施工の円滑化・設計変更手続き」について、設計変更の現状ということですが、こちら五つのご要望がございました。順次説明させていただきます。

まず、設計変更の1)「現地・施工条件の明示」については、徹底しているつもりですが、やはり毎年、県の建設業協会との意見交換会で、より徹底してほしい旨の要望を受けています。改めまして、私ども職員には「設計変更ガイドライン」の順守につきまして、指導しているところです。2)「変更協議」につきましても、担当者のほうで、発注から施工管理も一人でやっていますので、窓口が幾つもあるわけではありません。一人で対応しているということで、その点ではスムーズにいつているかと思うのですが、まだまだコミュニケーションが足りないという報告もありますので、これにつきましても、改めて機会あるたびにコミュニケーションを密にしていくことをお願いしておりますので、これからも十分に協議することや、受発注者協同で工事を円滑に進めるということを改めて努めてまいりたいということです。3)「設計変更書面での指示」ということで、概算金額の提示につきまして、県では平成16年か

ら概算変更額通知制度というものを試行しています。「打ち合わせだけで会社で報告書を出すのは不安だ」、「社長から本当にもらえるのか」と言われるなどの意見を契機にこういう制度を作りました。工期の2分の1から4分の3が経過したり、工事費の大幅な変更がありましたら、所属長が概算の変更額を伝えるという形としております。これは絶対に変更しますよということでやっています。これをさらなる適正な運用に努めてまいりたいと思っております。4)「設計図書の訂正・変更」については、確かに以前から要望がありましたので、その辺も平成20年ごろから設計変更で資料を作ってもらった費用は負担しなければいけないと徹底して職員のほうには指示しております。引き続き、やっていきたいと思っております。5)「各種スライド変更の適用」につきましても、それぞれ運用マニュアルを定めてやっておりますし、これからまた労務単価の変更の時期が来ますので、改めて通知をしたいと考えております。自由意見でございますが、その中で、まず年度末の工期ありきということもありますが、工期設定につきましても、平準化に努めているということで、昨年、国土交通省から事業を頂いた中では、新潟県の平準化率は全国3番目にいいというお褒めの言葉を頂きました。本当かどうか分かりませんが、そういったことでより進めてまいりたいと思っております。



お互いに工事をやるので、コミュニケーション、双務性向上といったことがありますけれども、お互いさまということを徹底して、各種ガイドラインや不適切な事例などがないように注意喚起をこれからも図っていききたいと思っております。

甲乙間の協議につきましても、指示、承諾ということで、言った・言わないということが無いようにということで、平成15年くらいでしょうか、CALSというものを導入しまして、電子化して齟齬が無いようにやっております。これをこれからもやっていくつもりでありますし、またやはりお互いこれは大事なことではないかと思えます。県は担当と大事なことを一対一で対応するので、そうそうないとは思うのですけれども、中にはもっときちんとやってくれという要望を受けるときもありますので、徹底していききたいと思えます。

■適正な工期設定と休日確保

(日本建設業連合会)

近年、全産業において生産性向上とか、働き方改革がさげばれています。そういった中においても、建設業界においては週休2日の確保もなかなかできていない状況となっています。若者が職業を選択するうえで、建設業が他産業に比べて劣る要因の一つに休日の少なさが挙げられています。新潟県発注工事（2億円以上）に関するアンケート調査結果においては、アンケート件数が5件と少ないものの、作業所閉所日を4週4閉所している作業所がゼロ%（去年は9%、一去年は20%）ですから、これが少なくなった状況です。4週8閉所の作業所閉所日が達成できている作業所は60%（去年はゼロ、一去年はゼロ）でしたから、大きく改善されています。

また一方では、「当初から適切な工期が設定されていなかった」と回答している作業所が67%（去年は44%）ですけれども、工事内容の追加・変更を行った場合に「工期変更が適切に行われなかった」と回答している作業所がゼロ（去年は9%）になっていました。週休2日の確保を含む適切な工期設定は、若者の就労定着化に必要な不可欠になるものと思っております。工事の内容の追加等があった場合について、適切に工期変更が行われるように、引き続き、よろしくご指導をお願いいたしますとともに、設計当初の適正な工期設定及び建設労働者の休日確保に関する新潟県の取組み状況をお伺いいたします。

(新潟県)

新潟県におきましては、工事・現場条件が標準的な工事の場合、標準工事日数ということで工期設定をしております。これは、4週8休のような形で標準日数を見直ししたということで、これによりがたい場合はネットワークでやっております。今のところこれで工期が足りないという苦情はないのでいいのかなと思っておりますが、また今後、何か不都合があれば、見直しをかけていきたいと思っております。

先週、PC橋梁の関係の団体と意見交換したのですが、下部工が終わってから上部工に入るということで、工期の制約において下部工が延び延びで上部工へ入るのが遅れて大変困っているという要望が出まして、その辺もあわせまして、必要日数については大事なことなので、確保できるように努めていきたいと思っております。

それから、休日確保についてです。まずもって、日建連において4週8閉所の取組みいただきましてありがとうございました。やはり休日がないと若い人も入って来ませんので、大事なことだと思います。県としましても、平成29年からモデル工事を試行しているところでありまして、平成31年1月からは、国に準拠しまして、4週6休以上を対象としました経費の支

援も継続して行っているところでありまして、これからも引き続き取り組んでいきたいと思
います。いろいろな団体との意見交換でも、なかなか難しいというお声も分かっているのですが、
やはりこれは大事なことだと思いますので、引き続き皆様のご協力を仰ぎながら進めてまいり
たいと思います。

(日本建設業連合会)

この4週6休以上を対象とした経費の支援ということですが、本工事以外の建設機械の
整備だとか、土日、本工事が止まっているときにやらなければいけないような現場の作業もあ
るのですが、ある程度のここまでの工事は、休日として見なしますよという、何か示せ
るようなものは出ているのでしょうか。

つまり、建設機械の整備で、現場で働く人がいるけれども、本工事は止まっているので、そ
こは休日として見直しますよというような、柔軟な対応というものはありますか。

(新潟県)

今のところ、完全閉所ということで承っております、こういうものは良いとかは、私はま
だ聞いたことがありません。



■生産性向上

(日本建設業連合会)

「働き方改革」、「過重労働防止」推進の観点から、建設現場における生産性向上、業務の効
率化は、業界全体で取り組むべき課題と考えております。今回は、①各工事で取り組まれている
生産性向上対策、②工事書類の簡素化、③電子・紙での書類の二重提出についてもアンケート
を実施しましたので、結果をご報告いたします。

まず、1点目の各工事で取り組まれている生産性向上対策です。工事管理用統合ソフトは、
昨年度より約40%上昇し、現在、全体の90%の工事で活用されています。反面、3次元CAD、
CIMの活用は低調な状況です。発注図面の3次元CAD化等も含め、ICT技術の活用
推進をお願いいたします。全般的に生産性向上への取組み状況は他の発注者と比較して低い現

状であるということ考えています。

2点目、工事書類の簡素化について。工事書類の簡素化、電子提出については、簡素化については昨年度と同様に簡素化が進んでいないとの回答がほぼ 50%を占めていました。また、電子化、電子データでの提出は 25 パーセント程度向上し全体の約 90%の工事から進んでいるとの回答があり、電子化は進んでいるものと判断される状況です。

3点目、電子・紙での書類の二重提出について、「二重作成・提出はほとんどない」との回答は、昨年度まではほぼゼロでしたが、今年度は約 50%の工事から「二重提出はほとんどない」との回答でした。二重提出は少なくなっているものと判断できるものでございます。今後とも、働き方改革、業務改善のために二重提出の抑制、電子化の推進への取組みの継続をお願いいたします。

(新潟県)

県としまして、平成 28 年から積極的に ICT 活用工事に取り組んでおりますが、ICT 土工の活用は、思うようには進んでいないと思います。ただ、件数自体は都道府県の中でもトップクラスの件数は出ているかと思えます。

昨年度、より活用を進めるために、全 6 回講座制の研修をしまして、測量会社と現場代理人、我々発注者が 2 講座で 40 人くらい集まっていただきました。今年はやり方を変えまして、現場代理人とオペレーター、測量技術者というように職種、役割に応じた研修をやりまして、今、ちょうどそのオペレーター研修をやっている最中です。もう近々終わりますが、新しい取組みをしました。こんな形で、普及に向けて、いろいろな形で研修を試みております。研修の中で、今、私が一番懸念していることは、県内の小さい会社で言えば、一生懸命取り組むところと、下請けに任せるところというように二極化になっているのではないかという点です。今後は、北陸 ICT 戦略研究会等も通じまして、国とも連携しながら、新しい取組みとして、経営者向けの講習会というものも開催するように考えております。やはり最後は、決め手は経営者ではないかということです。

次に、BIM/CIMについては、今朝の新聞に 2025 年度までに原則適用と出ていましたが、実は私ども全然まだ取組みは進んでおらず、当然ながら測量、設計という川上のほうからまず整備しないと、なかなか工事のほうばかり先行していても進まないわけで、かといってまだまだいろいろな面で設備投資がいろいろかかるということで、普及が進んでいないところです。ただ、今日、新聞に出ていましたので、流れは決まっているものですから、今後、そういったことで、測量会社等が進めていく。それから、工事会社、建設会社のほうでそういったことをデータ化するような作業があれば、そういった支援というものも考えていきたいと思いま

す。

工事書類の簡素化についてであります。工事書類の簡素化につきましては、昔から言っているのですが、県としましても工事関係書類の一覧表など作成書類マニュアルを策定しまして、提出・提示ということで、必要書類、必要ではないということを明示しながら削減をしています。しかし、関連法令もありまして、提出する書類も多いのでなかなか難しいと思っています。

今年度は、検査時に検査職員から、例えば「承認済みの書類だとかそういうものは検査に要らないよ」とか、「写真も大幅に減らしてください」ということに取り組んでしておりますし、臨時検査や段階確認といったものは、立会写真は要らないということです。現場代理人の大変な負担だと思しますので、工事書類の簡素化ということは、これからも進めていきたいと思っております。

検査職員に直接聞いたのですが、会社によっては、「社内検査が厳しくて、それで一生懸命書類を整えている」ということもあるようです。それをまた検査のときに持っていらっしゃって、検査であれば、紙であればすぐ確認できるのでありがたいのですが、これは要らないよということをお話ししているということでもありますので、これからも引き続き、なるべく労力をかけるようなことを求めないでいきたいと思っております。

電子・紙での書類の二重提出については、以前から二重提出にはいろいろ問題があったので、無いようにということでお願いでございます。

新潟県では、CALSシステムということで、平成15年から取り組んでいるのですが、これでかなり書類の電子化が進んでまいりましたけれども、今後、県としましても引き続き、書類の提出に電子化を進めていきまして、二重提出がないようにしていきたいと思っております。

また、材料承認ということで、メーカーからPDF化された資料が出てくるらしいので、それはそれとして利用するというので進めていきたいと思っております。

■新潟県土木部における取組み

(新潟県)

私ども県からの話題提供といたしまして、2点ございますが、1点目、私のほうから昨年度、当県で改定いたしました新潟県建設産業活性化プラン第三次プランの概要等につきまして、ご説明申し上げます。

まず、当県の総合計画「住んでよし、訪れてよしの新潟県」ということでやっておりますけれども、この中で、私ども建設産業の目標とする指標といたしまして、二つ設定しております。一つは、大学・高校の新卒者の就業継続率を掲げております。入職から3年間入職した方が職

にとどまる、これが 100 パーセントとどまって欲しいというところではございますけれども、一応、目標といたしましては、2024 年度大卒 75%、高卒 67%ということで目標を設定しております。また、もう一つの指標、目標といたしまして、県内の建設企業ということでは、県内建設企業の利益率は、売上高に対する経常利益の率で、今現状、直近で書いてある率は 4.7%となっております。昨年度の率が計算できまして、これは 4.9%となっておりますが、こうした率を向上させるという指標、目標を立てております。こうした指標を基にキャッチフレーズといたしまして、地域を支える建設産業の振興を実践するものといたしまして、私ども県の総合計画のアクションプランとして、「第三次・新潟県建設産業活性化プラン」を策定し、ここにつけられている施策を着実に実施しているところでございます。

平成 18 年 3 月に私ども、将来のプランの策定しております。この際には、平成 17 年 4 月に公共工事品確法が議員立法で制定されており、こうした法律の内容を踏まえて、将来プランを策定しております。それから 5 年後の平成 23 年 3 月に第二次のプランを策定しております。そして、現行のプランにつきましては、第三次ということで、平成 28 年 3 月に策定しておりますが、この際には先ほど申し上げました、公共工事品確法が平成 26 年に改正されており、この際に改正の主なもの、目玉として、改正されました発注者の責務というものが具体的に明記される改正が平成 26 年 6 月の品確法の改正で行われており、こういった内容を十分踏まえて、現行のプランを設定しているところでございます。現在の第三次活性化プランにつきましては、地域の守り手として輝き続ける建設産業ということで設定しており、昨年度中間評価を行っております。有識者の皆様方にお集まりいただいて、さまざまなご意見を頂いております。その内容が、主に A I や I C T の活用促進ですとか、あるいは若年者の入職促進、離職防止に向けた取組みですとか、先ほど来、皆様方からもお話しございました、働き方改革に向けた取組みですとか、あるいは建設産業そのものに関する啓発活動の必要性ですとか、主に四つくらいの意見を頂いたところでございます。県といたしましては、こうした有識者の皆様方から頂いた意見を基に、平成 28 年から進めております第三次のプランの内容を拡充いたしました。その概要ですが、施策につきましては、収益性の確保から、関係機関との連携・情報共有まで九つの柱がございます。ここにぶら下がるものといたしまして、内容を一部見直しましたし、また新しい施策も加えた状況となっております。令和 2 年度がこのプランの 5 年目の最終年度となっております。具体的な施策の内容については、ここでは説明を端折りますけれども、県といたしましては、来年度、5 年目になりますので、現行のプランの最終評価を行いまして、また次期プランも策定を予定しているところでございます。

なお昨日、これに関する話題といたしまして、プランの収益性確保の施策に関する主に低入札対策の取組みがここに謳われているところでございますが、これについて来年度、最終評価

を待たずに、その収益性の確保の施策について、外部有識者の方を集めた低入札対策などに関する検証のための会議を設置し、第1回会議を開催したところでございます。現行、本県といたしましては、こういった外部有識者の方のご意見を3月にもう一回、会議を開催しまして、これらを基にあるべき今後の低入札対策の方向性などにつきまして、適宜見直しをしながら進めてまいりたいと考えております。



(新潟県)

引き続き、私のほうから紹介させていただきます。

M a d e i n 新潟新技術普及・活用制度を紹介させていただきます。

「M a d e i n 新潟新技術」ということをご存じかと思いますが、新潟県内の企業が開発しました新技術の普及・活用を促進することで、新潟県内の建設関連産業の活性化に資するというのを目的としています。新潟県にとって建設産業は基幹産業だということと、いろいろな面で厳しい経営環境にありましたので、何とか盛り上げていこうということで、平成18年に制度を創設しました。

最初、そんないくつもあるのかなと疑心暗鬼でいたのですけれども、開けてみましたら平成18年度からいろいろな会社からこういう技術があるよ、ということで登録をしております。こういう技術の登録につきましては、私たちだけで判断するのではなくて、大学の先生を交えた委員会を作りまして、そこで登録がいいかどうかということで決めており、年に2回、やっております。昨年度までですが、登録技術は171技術で、139億1,600万円の売り上げがございます。思ったよりも多いというのが実感です。特に、県外売上が6割という部分で、最初は「M a d e i n 新潟」といってメーカーさんが県外へ売り込むと、「何で新潟なんだ？」などと言われたらしいのですけれども、逆に、新潟県が使っているのだな、ということで信頼があったという意見もあって売り上げが伸びていったらしいです。特に今、一番売れているのは、胎内市にあります高橋土建の「ネプラス工法」というものです。U字側溝の上部の蓋のところは段々欠けていきますよね。今までは全部掘削し、掘り返していたのですけれ

ども、そうすると交通規制をしなければいけないし、お金がかかるしということで、側溝の上部だけサイドカットを入れて、打ち替えれば良いという技術を開発していただきまして登録しました。そうしたら、今は全国的にそれが使われて、特にNEXCOさんのほうでだいぶ使っているということがあります。それが今、一番売れているかと思っています。

先週も実は「Made in 新潟」の登録審査がありまして、会員の第一建設工業と加賀田組から登録していただきました。そういった形で、活用推進に向けて一生懸命、県で取り組んでいるのですが、まず県工事で使いましょうということで、「Made in 新潟」をまず設計段階で活用しようということと、総合評価方式で使えば加点しましょうと。あとは工事成績評定でも加点しましょうということです。それから、県内でイベントをやって紹介していきましょうということで、展示会を朱鷺メッセでやっておりますし、上・中越でも説明会をやっております。あとは県外建設見本市への合同出展ということで、東京、名古屋や大阪といったところで展示会に出展して紹介しているところでもありますし、今年からインターネットの活用ということで、YouTubeチャンネルを使って紹介しているところでもあります。

また、展示会への出店の取り組みでは、先日も東京ビッグサイトに行ってきたのですが、皆様のところも新技術をけっこう出展されているところでの展示会にも出ております。一番時期が早いのは、仙台の「EE東北」というところで、出展数も多いし一番時期も早いと。ここを皮切りに順次、いろいろなところへ行って紹介しております。やはり皆様たちのブースと比べるとすごく地味なのですけれども、それでも来てくれるとうれしいので、説明に力が入っております。

最後になりますが、今年からYouTubeで「Made in 新潟」のことを紹介しようということに急に思いつきまして、7月からやり始めました。今のところ、出ているのは10件なのですが、これから徐々に増やして行って、やはり今、若者に対して、YouTubeなどの手段で普及していかない手はないなと思っています。そういった形で、これからも「Made in 新潟」の新技術をどんどん紹介していきたいと考えています。